

事業報告書
(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 慈 杏 会
① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
② ☐社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人
☒その他
③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岐阜県土岐市泉郷町 4 丁目 1 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 2 年 2 月 27 日
- (4) 設立登記年月日 平成 2 年 3 月 17 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	熊谷医院	2111800666	岐阜県土岐市泉郷町 4 丁目 1 番地	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）
- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年11月19日 令和6年度決算の決定
令和 6年11月19日 理事、監事の選任

法人名 医療法人 慈 杏 会
所在地 岐阜県土岐市泉郷町4丁目1番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 7年 9月30日現在)

1. 資 産 額	154,969,292 円
2. 負 債 額	19,218,539 円
3. 純 資 産 額	135,750,753 円

(内 訳) (単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	87,792,744
B 固 定 資 産	67,176,548
C 資 産 合 計 (A + B)	154,969,292
D 負 債 合 計	19,218,539
E 純 資 産 (C - D)	135,750,753

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 慈 杏 会
所在地 岐阜県土岐市泉郷町 4 丁目 1 番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和 7年 9月30日 現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	87,792,744	I 流 動 負 債	19,218,539
II 固 定 資 産	67,176,548	負 債 合 計	19,218,539
1 有 形 固 定 資 産	7,507,476	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	536,408	科 目	金 額
3 投 資 等	59,132,664	I 資 本 金	20,000,000
資 産 合 計	154,969,292	II 利 益 剰 余 金	115,750,753
		純 資 産 合 計	135,750,753
		負債・純資産合計	154,969,292

法人名 医療法人 慈 杏 会
所在地 岐阜県土岐市泉郷町 4 丁目 1 番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	82,853,855
2 事 業 費 用	79,630,380
本 来 業 務 事 業 利 益	3,223,475
事 業 利 益	3,223,475
II 事 業 外 収 益	317,175
経 常 利 益	3,540,650
III 特 別 損 失	1,895,698
税 引 前 当 期 利 益	1,644,952
法 人 税 等	479,900
当 期 利 益	1,165,052

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 慈 杏 会
理事長 熊 谷 常 康

私は、医療法人 慈 杏 会の令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年11月19日

医療法人 慈 杏 会

監 事 岡 田 逸 馬